「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 企画・評価会議 設置要項

平成26年4月23日 文化庁次長決定 平成30年10月1日-部改正

1 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業(以下「事業」という。)を 効果的に実施するため、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業実施要 項(平成24年4月17日文化庁長官決定)の第3一④に基づき、外部の有識者か らなる「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議(以下「企 画・評価会議」という。)を設置する。

2 所掌事務

企画・評価会議は, 次の事項を所掌する。

- (1) 事業に係る公募に伴う企画の評価
- (2) 企画に対する内容・運営等に関する専門的な助言
- (3) その他関連する事項

3 構成

(1) 企画・評価会議は、学識経験者、地域における日本語教育関係者及び行政 関係者の中から文化庁が委嘱した委員で構成する。

ただし、必要に応じ、他の関係者の出席を求め、所掌事務の一部を行わせることができるものとする。

(2) 企画・評価会議に主査を置き、委員の互選により選任する。主査は、企画・評価会議の議長となり、議事を運営する。

4 任期

委員の任期は、委嘱の日から翌年3月末日までとする。

5 その他

企画・評価会議の庶務は、文化庁国語課において処理する。